

ひのほら 議会だより

8

2013.8.1
No.134



目 Contents 次

工事が進む新橋梁と神戸の大橋

- 2 ■ 村提出議案を可決
- 4 ■ 議案と議決結果
- 5 ■ 各委員会報告
- 6 ■ 一般質問
- 11 ■ 臨時会が開催されました
- 12 ■ 新体制決まる

平成25年第 2 回定例会

6 名 10 問
平成25年第 1 回

このようなことを審議いたしました

平成25年第2回定例会

6月4日～18日の15日間、開催し、村長提出案件8件が提出され、すべてが原案どおり可決されました。

条例

議案第42号

檜原村新型インフルエンザ等対策本部条例

(説明)

新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴い条例を制定するものです。

議案第43号

檜原村高齢者対策推進委員会設置条例

(説明)

高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進するため委員会を設置するものです。

議案第44号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例

(説明)

新たに高齢者対策推進委員会委員の報酬を定めるものです。

規約

議案第46号

阿伎留病院組合規約の全部を改正する規約

(説明)

阿伎留病院組合の経営形態を見直し、阿伎留病院企業団に移行することに伴い、規約の全部を改正するものです。

人事

議案第47号

檜原村固定資産評価審査委員会委員の選任について

(説明)

固定資産評価審査委員の任期満了に伴い、新たに岡部美彦氏が委員に選任されました。

契約

議案第41号

配水管布設替工事請負契約について

(説明)

契約の方法 指名競争入札
契約金額 9千18万4千500円
契約の相手方 (株)土屋土建
代表取締役 土屋龍生

補正予算

議案第48号

平成25年度檜原村一般会計補正予算(第1次)

(説明)

補正額5千694万7千円を増額し、総額を30億7千194万7千円としました。

その他

議案第45号

檜原村ふるさとの森の指定管理者の指定について

(説明)

檜原村ふるさとの森指定管理者として「特定非営利活動法人フジの森」を指定するものです。

指定管理者制度とは、従前の「管理委託制度」に替わり公の施設の管理を、地方公共団体が指定する法人等に行わせることができる制度です。公の施設の管理方法の選択肢を広げ住民サービスの向上や、経費の節減等を図ることを目的としています。指定管理者を指定するには、議会の議決が必要です。

陳情

陳情2件

不採択となったもの

〔総務委員会〕

○昭和39年最高裁判例の誤読と準備行為論の克服を求める請願

角田 統領

○紹介議員の議長による選任を求める請願

角田 統領

※2件の陳情は請願として提出

されましたが、地方議会に提出するための請願の要件である地方自治法に定める紹介議員の署名等が不足していたため、檜原村議会会議規則の規定により陳情書として取り扱いました。

檜原村ふるさとの森の指定管理者に継続して「特定非営利活動法人フジの森」が指定されました

檜原村ふるさとの森施設の指定管理者制度における協定期間が平成25年6月末で終了することに伴い、村より「檜原村ふるさと森の指定管理者の指定について」の議案が提出され、

「特定非営利活動法人（NPO法人）フジの森」が前回に引き続き指定管理者に指定されました。

このことについて、5名の議員よりそれぞれ反対2名、賛成3名の討論がありました。

反対討論

丸山 美子

私はふるさとの森の運営については直営でやるべきだと思っています。

平成22年3月に担当課長が「ふるさとの森は全く新しい事業形態である」と言っている。6月に村長が「今年度、組織である会の創設を計画している」12月に村長が「今後は組織団体

の意識を尊重し、展開を図っていく」担当課長が「基本計画は絵に書いた餅である。会ができてからこの計画を進めるところで公表したい」と答弁している。平成24年3月には担当課長が「当初の計画を随契した事業者が断念した。NPO法人はこの計画、実施に携わっていく自信がなくなった。議会から質疑があったので断念したい」また「運営は企業などからの会費、会員制を考えている」と答弁している。

村側に大きな責任があり、ふるさとの森の目的にあった運営の仕方を検証し、提案するまで9ヶ月かけてやるべきだということでは反対討論とする。

指定管理者の指定から1年を経過し、NPO法人フジの森は指定管理料0円で森づくりイベ

賛成討論

中村 賢次

私は、檜原村ふるさとの森の指定管理者の指定について、賛成の立場から討論する。

平成25年度は、1年の事業の評価、検証を行った結果、指定管理料を予算化し、管理棟の維持費等に計上している。村は、ふるさとの森事業計画に関して柔軟な対応をしていると考える。新たなチャレンジを否定することなく可能性にかけ、そのことが現状を開拓する第一歩と考える。恵まれた自然環境を利用してどんどんPRしてもらいたい。

今後、里山再生の活動が拡大され、ふるさとの森事業が活発に展開され、多摩においても先駆的な事業となるよう期待して賛成討論とする。

第1期目の指定管理料が全額が経過した。指定管理料が全く無い状況で指定管理に応募したNPO法人フジの森だが、指定管理料が無いながらも自助努力を行い、企業の助成金を受け、教育の森の指定管理で培ったノウハウを最大限に活用して運営していると聞いている。

荒廃した森林の再生作業は簡単にできるものではない。長い年月、月日をかけて少しずつ手間暇かけて面倒見がいかなくてはならない。そういう観点では次期指定管理期間は2年9か月に延長され、継続して管理、運営を行っていくには現時点では最適と考え、賛成する。

賛成討論

山口 和彦

指定管理料0円で森づくりイベ

反対討論

賛成討論

高橋 亨

山崎 源重

私は、NPO法人フジの森が、公の施設を預かる身として議会の議決に対してクレームをつける政治活動など、日頃の行いを否定し、反対したいと思う。

ふるさとの森運営協議会、観光協会できた要綱の素案は良くできていると思う。これに沿って役場が直接支配し、管理していくことが檜原村の職員の勉強にもなり、自信にもつながると思うので、一度試してみたい。

一般質問の中で第3セクターについての発言もあり、それらのことも踏まえて村側で経験することがよいことだと思う。ぜひ直営方式でやっていただきたいと思う、反対討論とする。

「ふるさとの森」は、檜原村のような地域の環境問題とそれを支えている山村の生活を都市に住む人たちに理解してもらい、共に日本の環境、世界の環境を考えてもらううえで、必然性を押されて時代が生んだとても重要な施設だと思っている。

「フジの森の申請書」には、施設をどうしていきたいか、持つべき機能性、今までのキャリアを活かした幅広い人脈の活用、経営に関する概念等、非常に積極的な姿勢を感じる。

特定非営利活動法人「フジの森」に関する悪意に満ちた様々な風評の中で、自分たちの立場を貫き、意欲を喪失せずに手を挙げていただいたことに感謝したい。この施設の運営を通じて研鑽を重ね、たゆまざる努力の中でそのような風評を蹴散らせていただきたいと願いつつ賛成討論とする。

平成25年第2回定例会で審議された議案と議決結果

区分	議案名	議長 大谷禮二郎 ○=賛成 ×=反対 -=欠席										議決結果
		議席番号	2	3	5	6	7	8	9	10		
	議員名		丸山美子	土屋國武	森田ちづよ	高橋亨	山口和彦	坂本金三	山崎源重	中村賢次		
条例	檜原村新型インフルエンザ等対策本部条例		○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
条例	檜原村高齢者対策推進委員会設置条例		○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
条例	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
規約	阿伎留病院組合理約の全部を改正する規約		○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
人事	檜原村固定資産評価審査委員会委員の選任について		○	○	○	○	○	○	○	○	同意	
契約	配水管布設替工事請負契約について		○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
補正予算	平成25年度檜原村一般会計補正予算（第1次）		○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
その他	檜原村ふるさとの森の指定管理者の指定について		×	○	○	×	○	○	○	○	可決	
陳情	昭和39年最高裁判例の誤読と準備行為論の克服を求める請願		×	×	×	×	×	×	×	×	不採択	
陳情	紹介議員の議長による選任を求める請願		×	×	×	×	×	×	×	×	不採択	

各委員会報告

総務委員会報告

総務委員会は6月10日に開催し、2件の陳情についての審議を行いました。

2件の陳情は同一の提出者より請願として提出されましたが、地方議会に提出するための請願の要件である地方自治法に定める紹介議員の署名等が不足して

いたため、檜原村議会会議規則の規定により陳情書として受理しました。

○昭和39年最高裁判例の誤読と準備行為論の克服を求める請願

本陳情の趣旨は、「一部の行政事件訴訟法の対象とされるべき事件の判例が最高裁判例を誤って引用し判決が下されているので、是正すべきであり、これらの判決から導き出されている準備行為論といわれる『形式審査は行政処分当たらない』という考え方も是正されるべき

最高裁判例の誤読と準備行為論の克服を求める請願』において、紹介議員の署名等が不足していることについて『紹介議員を議長職権によって選任すること』を求めるとする内容です。

審査の結果、「憲法における請願権と地方自治法による請願における議員の紹介についての関係」など願意を構成する主たる要因が法解釈の問題であるため、村議会が判断する内容ではなく、司法の判断に委ねるべきで「不採択としたい」とする意見が大半を占め、採決の結果「不採択とすべきもの」と決しました。

○紹介議員の議長による選任を求める請願

本陳情の趣旨は「昭和39年

産業建設委員会報告

産業建設委員会は6月11日に開催し、産業建設委員会運営方針及び常任委員会視察研修について審議を行いました。

産業建設委員会運営方針については、基本方針として地方自治法に定められた権限と、檜原村議会委員会条例に定められた所管事務の内容について確認を行いました。

さらに、委員会運営と、調査・審査・意見聴取の実施について各委員が共通認識を持ち、今後の委員会活動をより効果的かつ活発なものにするため、協議事項の確認を行いました。

常任委員会視察研修については、10月に実施することとし、経費削減効果も得られることから、今年度も総務委員会と合同で実施することと決定しました。

視察地については長野県原村と小谷村で、「協働の村づくり」と「地域おこし」について学んでくる予定です。

委員長 森田 ちづよ

請願・陳情についてののお知らせ

請願は、国民に与えられた権利として憲法に定められており、国や地方公共団体、国会、地方議会に対して、誰でも希望・要望することが保障されています。

請願は、その趣旨に賛同する議員の紹介が必要です。

陳情は議員の紹介がなくても提出できます。

請願書（陳情書）の記載方法等については、議会事務局までお問い合わせください。

☎ 598-1011

登壇6人 村政を問う

一般質問

6月議会の一般質問は6月4日に行われました。内容は、要約して受付順に掲載しています。

山口 和彦

議員



檜原村の自然を活用した産業の活性化と人材育成について

第3セクターを設立し雇用促進を図ることが必要

実施し、村内の林業事業者で研修生の受け入れを行っている。檜原村やまびこ会への支援を通じて若手会員の確保や林業の周知を図っている。

②人材育成事業には対応している。現在のところ申請する必要はないと考えている。

質問 村の産業振興につなげるため、林業の研修生が村に住んで働いてもらうことが最終目的

だと思いが、林業に関心を持っている人たちが育てても、働く場所がなければ外部に出て行ってしまう。そこで、村に公社や第3セクターを作っていただけるといいのではと考えるが。

副村長 村の人たちが雇用促進して住んでもらうことが課題と

考え、村が直接手を出す必要が迫られているのではないかと思う。地域全体を村が中心になつた第3セクターを設立しながら、全ての事業で雇用を促進し、安定化を図ることが必要と

考える。その必要性について今調査している。

森田ちづよ

議員



村における障がい者福祉施策について

仕組みづくりを協議している

ス相談支援事業、日常生活用具給付等事業、災害時避難体制の協議、交通費助成事業を行っている。村の担当職員が、施設を訪問し、生活実態を把握している。

②家族や医療機関・関係機関と連携を図り、生活支援の充実に努めていきたい。

質問 生活支援の充実、具体的には。

福祉けんこう課長 サービス情報の提供や事業者の紹介、虐待の防止や早期発見など権利擁護のため必要な援助を行っていく。

質問 ①障がい者や家族を支える仕組みづくりはどのように考えているか。

②相談しやすい体制づくりや事業を広報でお知らせすることも必要ではないか。

質問 ①障がい者に対する日常生活支援施策の現状と、施設入所者の実態をどのように把握しているか。

②施設入所している方が地域へ移行した時の村の施策対応方針

は。

村長 ①訪問・日中活動サービ

村長 ①東京都農林水産振興財

団で林業の担い手育成事業を実施があるが、村の考え方は。「構造改革特別区域計画」の申請が

②林業振興施策の手段として

「構造改革特別区域計画」の中

団で林業の担い手育成事業を

山
源
重

議員



この村に発電施設を

発電に限らず村に条件のいい事業に取り組みたい

あるか。

村長 ①太陽光、水力等の自然エネルギー、再生エネルギーの活用について平成25年度より調査、研究を行い、具現化に向けて取り組んでいきたい。

②公共施設において深夜電力を蓄電し、昼間使用することでコスト削減が可能であると考ええる。

③売電設備の構築には多額の費用負担が見込まれ、それだけの施設にすれば発電ができるのか不透明なため、具現化は難しいものと考えている。

質問 発電施設の事業は60億から70億かかると思うが、計画から含めて導入のためには今が大きなチャンスであると思うが。

村長 村で発電事業を行うには平らで広大な土地、そこへ持ち込むチップの量、送電網について条件が非常に難しい。発電に限らず村に条件のいいような事業で地域活性化に取り組んでいきたい。

質問 ①村では現在の簡易水道における小水力発電設備の他に発電施設を導入する考えはあるか。
②公共施設での蓄電を考えているようだが、具体的にはどのような方法か。
③売電の設備を構築する考えは

坂
金
三

議員



不妊治療費と風疹予防接種費用の助成について

不妊治療費助成制度は確立する
風疹予防接種は補正予算を上程

そこで以下の点について伺う。

①村の不妊治療費助成に関する考え方について

②村における風疹予防接種の現状と今後の取り組みについて

村長 ①住民からの相談実績がないが、不妊症の夫婦が子どもを授けられる方策を考えておく必要があると認識している。

②緊急避妊的に村の事業として3名に全額村負担で予防接種を行った。この6月議会で風疹の予防接種を檜原診療所で受けていただくための補正予算を上程する。

質問 不妊治療には高額な費用が必要で、夫婦にとっては負担が重い。村も少子化対策の一環として助成を行う必要があると考える。また妊娠を望む19歳以上の女性と妊婦の夫を対象とした風疹予防接種費用についても助成を行うべきと考える。

質問 不妊治療の補助制度がないので相談がないのでは。

福祉けんこう課長 治療方法によつては高額になるため、補助については理事者と相談しながら考えていきたい。

質問 平均的な治療であれば、公費でやりますと結論をつけていただけないか。

村長 村が助成制度を確立するが、金額については早期に検討

し、補助とするか、全額村負担とするか決めたい。



高橋 亨

議員



薪燃料製造販売事業について

新たに事業の展開を考え、薪ストーブの普及に努めたい

あるか。

村長 ①地域の方の協力により原木は十分確保でき、数馬の湯への供給は順調にできている。

②回収率は42%で、薪ストーブの利用に対して約50%の方から興味があるという結果になった。調査結果を踏まえ、薪需用の拡大を推進していきたいと考えている。

③大規模な施設改修が予想されるため、木質バイオマス以外の再生可能エネルギーの活用も踏まえ、慎重に検討していきたい。

質問 ①薪の積極的な売込みが必要ではないかと思うが。

②アンケート調査によって出た結果をどのように活かしていくのか。

産業環境課長 ①一般の方への薪の販売について4月に広報を行った。

②新たに事業の展開を考え、薪ストーブの普及に努めたい。

質問 アンケートの中で薪ストーブの補助金についての項目があったが、その結果は。

産業環境課長 補助が必要だという方が多いため、東京都の環

境政策推進のための補助をいただき調整していきたい。

村の活性化施策について

普及、啓発を続けていきたい

質問 村の活性化事業について伺う

①地域ブランド開発の成果について

②観光ツアーガイド等育成推進事業の成果と今後について

③滝めぐり遊歩道整備事業の現状について

④商工費予算の考え方について

村長 ①3年間で延べ7名を雇

用し、開発されたじゃがいもアイスは好評を得ている。

②3年間で延べ12名雇用し、登山道の定期的な整備や新規路線の開拓など成果が出ていると認識している。

③本年度は弘沢の滝遊歩道整備としてコンクリート製疑木の設置を計画している。

④地域特性を活かした商業の確立に向けた商工業の推進のための経費を計上している。

質問 ①地域事業を商品化まで持っていく考えがあるか。

②村の予算の3%にもいかなない商工費予算をどう考えるのか。

産業環境課長 ①調査、研究し、独自にできるシステムを考えなくてはいけないと考えている。

②積極的に予算要求し、少しでも増額になるよう努めていきたい。

質問 東京ひのはら協議会で立ち上げた「すずの大豆」の普及拡大には協力いただけるのか。

産業環境課長 村のブランド確立の面で一緒にPRしていくことが好ましいと考えている。

議事を傍聴しませんか

傍聴される方は、議会事務局入口で「議会傍聴届」に必要事項を記入していただいた後「議会傍聴券」を発行いたしますので、「議会傍聴券」をお持ちになり議場へ入場してください。

お問い合わせは、議会事務局へ TEL 598-1011

財政について

村が村であり続けるため
今の状況になっている

質問 村の現状は過疎化が進み、村民は健全財政による豊かさを感じているとは思えない。

そこで次の点について伺う。

- ①積立金、基金について
- ②自主財源、財政力指数について
- ③単年度会計に関する考え方について

村長 ①地方公共団体は特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、基金を設けることができる。地方自治法の規定で定められている。

②自主財源は地方公共団体が実質的に収入し得る財源で、財政力指数は地方公共団体の財政力を示す指数として用いられるが、財政力指数のみで財政健全化を比較できない。

③単年度会計は会計年度において収入と支出は期間内に整理完了し、他年度に影響を及ぼさないものである。

質問 財政調整基金は大きな事

業を考えて積み立てているのか。自主財源の確保のためか。

企画財政課長 自主財源が乏しいがゆえに今後の健全な運営を資するため積み立てている。

質問 商工費や教育費に投資する時と考えるが。

副村長 行政でできる第一歩として村の自主自立のため財政を豊かにするよう取り組んできた。村が村であり続けるため、今の状況になっている。

丸山 美子

議員



情報共有と格差解消について

広報誌は速やかに配布
村長の手紙は公開できない

政に反映したことは。

村長 ①普及率と利用率の調査は実施していない。インターネット回線を提供する民間会社が複数あり、現状を把握することは不可能である。

広報誌は、各自治会長への配布日を毎月5日とし、その後は速やかに配布することとしている。また、直接送付も実施。

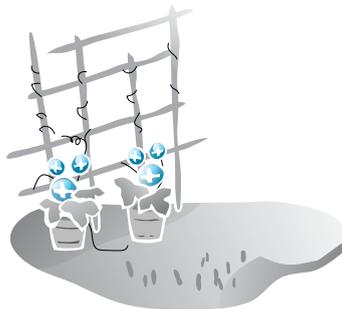
②村政に対する意見や質問は年間平均10件程度で、村外からの産業振興、観光振興等に対する提案等が目立つ。

携帯電話の電波が入りにくい箇所の改善依頼、隣接する自治体と村ホームページのリンクの拡大等の提案があり、実施している。

教育長 基本的には村の考え方と同じである。

質問 村長への手紙は報告義務があると思うが。各種計画書も広報で報告していないが。

総務課長 村長の手紙は公開するということを書いていないため公開できない状況にある。各種計画書は担当に問い合わせれば、その場で見ることができる。



社会教育の実態と課題について

文化財としての古民家を
広報するかは調整

質問 村の社会教育資源の活用について伺う。①郷土資料館の利用者が年々減少しているが、その実態と課題について

②文化財としての古民家が観光パンフレットに紹介されているが、社会資源を豊かにする意味において古民家に関する村の広報が必要ではないか。

教育長 ①入館者数は平成元年

をピークに年々減少傾向にある。観光客と都内の小学生の減も要因の一つ。今後の課題はまだ利用されていない方々への周知が必要と考える。

②今回のパンフレットは国登録有形文化財制度の利用拡大のPRのため、国指定重要文化財小

林家住宅とあわせ、数馬地区の中村家、小林家を掲載したもの。国指定重要文化財の小林家住宅を除き、現在所有者が公開を望んでいるケースはなく、文化的価値の有無にかかわらず広報する予定はない。

質問 文化財としての古民家を村の財産として村側から広報する気持ちはないか。

教育課長 登録文化財として価値がある民家の登録になれば、登録制度のPR拡大につながるかと考えている。文化財としての古民家を広報するかどうかは観光協会と調整させていただきたい。

中央区の森づくり

NPO法人、観光協会、村職員が構成員となり事業を推進

質問 温室効果ガスを削減するために中央区の森環境ふれあい村構想が策定され、区の基金を運用し、村との協定により環境保全活動が展開されている。

①中央区の森において檜原村はどのような役割を担っているのか。

②区と村との協定による目的実現のため、村民挙げて事業を理解し、今後の事業展開を促進するべきであり、区民と村民の真の交流を図ることが必要ではないか。

村長 ①中央区と地域資源相互

のPR、団体等のネットワーク、地球温暖化対策等を連携推進していくことを認識している。
質問 第二の協定は村有地だ
②村として協定を締結し、事業の円滑な実施のための協力をし
ており、中央区の森環境ふれあ
い村推進協議会に、村側として
NPO法人里山再生塾、観光協
会、村職員が構成員となり事業
を推進し、交流事業も区の構想
に基づき実施していると伺って
いる。



イラスト（挿絵）を掲載してみませんか

お寄せいただいたイラスト（挿絵）は、記事の内容にあわせ議会だよりに掲載させていただきます。

お問い合わせは、議会だより編集委員会へ

TEL 598-1011 FAX 598-1009 Email: gikai@vill.hinohara.tokyo.jp

5月1日の1日間開催し、村長提出案件2件が審議され、すべてが原案どおり可決されました。

条例

議案第39号

専決処分の承認を求めることについて（檜原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

（説明）

地方税法等の改正に伴うものです。

人事

議案第40号

檜原村監査委員の選任について（説明）

監査委員の辞職に伴い、新たに土屋國武氏が監査委員に選任されました。

平成25年第1回臨時会で審議された議案と議決結果

議長 土屋 國武 ○=賛成 ×=反対 -=欠席

区分	議案名	議員名								議決結果	
		議席番号	1	2	3	6	7	8	9		10
			山 源	丸 美	大 二	森 ち	高 亨	中 賢	坂 金	山 和	
条例	専決処分の承認を求めることについて （檜原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）		○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議長 大谷禮二郎 ○=賛成 ×=反対 -=欠席

区分	議案名	議員名								議決結果	
		議席番号	2	3	5	6	7	8	9		10
			丸 美	土 國	森 ち	高 亨	山 和	坂 金	山 源	中 賢	
人事	檜原村監査委員の選任について		×	○	○	○	○	○	○	○	同意

（※議席番号が変更になりました。）

9月議会のお知らせ
（予定）

- 定例会初日 9月4日(水)
- 常任委員会 9月9日(月)
9月10日(火)
- 決算特別委員会 9月13日(金)
- 定例会最終日 9月18日(水)

新体制決まる

去る5月1日に、第1回臨時会が開催され、新議長・新副議長が選任されました。



議長 大谷禮二郎

村民の皆さまには、日ごろより村政発展のために、ご理解、ご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、5月1日の臨時会にお



副議長 中村 賢次

村民の皆さまにおかれましては、村議会への更なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この度の臨時会におきまして、副議長に就任することとなりました。

時代の対応した「新たな地方議会のあり方」が求められる中、村議会をリードしていく重責を自覚し、微力ではありますが、全力をあげて、努力する所存でございます。

議会運営につきましては、公正無私立場を堅持し、円滑な運営を図り、村民の皆さまからの付託に応えるべく、村の発展と住民福祉の向上に最大限努力いたします所存でございます。

檜原村議会構成一覧表

議 席 番 号		2	3	4	5	6	7	8	9	10
議 員 名		丸山 美子	土屋 國武	大谷禮二郎	森田ちづよ	高橋 亨	山口 和彦	坂本 金三	山寺 源重	中村 賢次
委員等										
各種委員会名	人数									
総務常任委員会委員	5	○		○			副	○	正	
産業建設常任委員会委員	4		○		正	副				○
議会運営委員会委員	5	○			○		副	正	○	
檜原村監査委員	1		○							
阿伎留病院組合議会議員	2		○							監
秋川衛生組合議会議員	2					議	○			
西秋川衛生組合議会議員	2				○				監	
秋川流域斎場組合議会議員	2	副						○		
檜原村国保運営協議会委員	2		○							○
民生委員推薦会委員	1			○						
青少年問題協議会委員	2	○					○			
議会だより編集委員会委員	4				副		正		○	○

議=議長 正・副=正・副委員長 監=監査

編集後記

AFTER NOTES

世界遺産委員会は7月22日に日本政府が推薦した富士山を世界文化遺産に登録することを決めました。登録理由を江戸時代に葛飾北斎らの浮世絵が西洋芸術の発展に貢献し富士山の荘厳な姿を世界中に知らしめたことが強調されていました。さらに古代から今日まで山岳信仰の伝統を維持し続けてきたとして芸術・信仰の両面で普遍的な価値があると認められたそうです。私は日本人なら一度は山頂まで登らないと駄目だと言われたことがあります。いまだに挑戦できていません。しかし遠くから眺めているだけでも心が癒される気がします。今後観光客の増加でごみ問題などが懸念されますが、富士山は世界文化遺産だとの認識を日本人全員が持ち、富士山を綺麗に…という気持ちで新たに日本のシンボル「富士山」を大切にしたいですね。わが檜原村もこの自然を大切に守りながら村を元気にしていきたいと富士山世界遺産登録のニュースを見て、改めて自分に言い聞かせた今日この頃です。

(山口)

委員長 山口 和彦
副委員長 森田ちづよ
委員 山寺 源重
中村 賢次